

【入札参加資格申請書記載要領：島外測量・建設コンサルタント業務】

- ・ 様式は今回見直しを行い変更しているので、必ず今回示した所定のものを使用すること。（前回の様式等の場合は、受付不可）
- ・ 当該審査票の「提出の有無」欄には、提出した書類の箇所に「○」を記載し、提出を要しない書類の箇所には何も記載しないこと。
- ・ 書類については番号順にファイルに綴じること。
- ・ 各種証明書関係は直近3か月以内に発行したものを提出すること。
※ただし、各種納税・納付証明書については直近1か月以内の原本を提出すること。
- ・ 委任状においては、本店が契約締結営業所の場合は提出不要
- ・ 様式①の「登録を受けている事業」欄に登録事業等を記載する場合には、添付書類として該当する証明書等を提出すること。（写し）
なお、「測量」、「建築関係建設コンサルタント」及び「補償関係コンサルタント（不動産鑑定）」を申請する方は、それぞれ測量法第10条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を令和5年12月31日までに受けていることが条件となります。
- ・ 労災保険料納入証明書について、本人・家族・夫婦のみで経営しており、労災保険料納入の実績がない場合は、申立書を提出すること。
- ・ 雇用保険の加入がわかる書類については下記のとおりとする。
 - ①雇用保険料納入証明願
 - ②雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受付印のあるもの）の写し
※新規加入の事業所の場合に限る。
 - ③その他これらに準ずる書類
- ・ 消費税納税証明書（その3）は、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については「その3の2」、法人については「その3の3」の証明書で可

国土交通大臣・都道府県（知事）コード番号表

00	国土交通大臣
01	北海道（知事）
02	青森県（ 〃 ）
03	岩手県（ 〃 ）
04	宮城県（ 〃 ）
05	秋田県（ 〃 ）
06	山形県（ 〃 ）
07	福島県（ 〃 ）
08	茨城県（ 〃 ）
09	栃木県（ 〃 ）
10	群馬県（ 〃 ）
11	埼玉県（ 〃 ）
12	千葉県（ 〃 ）
13	東京都（ 〃 ）
14	神奈川県（ 〃 ）
15	新潟県（ 〃 ）

16	富山県（知事）
17	石川県（ 〃 ）
18	福井県（ 〃 ）
19	山梨県（ 〃 ）
20	長野県（ 〃 ）
21	岐阜県（ 〃 ）
22	静岡県（ 〃 ）
23	愛知県（ 〃 ）
24	三重県（ 〃 ）
25	滋賀県（ 〃 ）
26	京都府（ 〃 ）
27	大阪府（ 〃 ）
28	兵庫県（ 〃 ）
29	奈良県（ 〃 ）
30	和歌山県（ 〃 ）
31	鳥取県（ 〃 ）

32	島根県（知事）
33	岡山県（ 〃 ）
34	広島県（ 〃 ）
35	山口県（ 〃 ）
36	徳島県（ 〃 ）
37	香川県（ 〃 ）
38	愛媛県（ 〃 ）
39	高知県（ 〃 ）
40	福岡県（ 〃 ）
41	佐賀県（ 〃 ）
42	長崎県（ 〃 ）
43	熊本県（ 〃 ）
44	大分県（ 〃 ）
45	宮崎県（ 〃 ）
46	鹿児島県（ 〃 ）
47	沖縄県（ 〃 ）

入札参加資格の審査・書類一覧票（島外に本店を有する者）：測量、建設コンサルタント業務

新規 ☐
継続 ☐

受付番号： _____

書類作成者連絡先 _____

所属等： _____

Mail： _____

氏名： _____

電話番号： _____

提出の有無	番号	内 容	※徳之島町確認欄 (記載不要)
		ファ	
		※ 標	
○	1	電算	
○	2	測量	
○	3	測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 営業所一覧表 測量等実績調書 契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届 委任状	(様式①) (様式②)
○	4	各種登録証明書 ※該当のあるものを添付 【測量を申請する者】測量業者登録通知書又は登録証明書 【建築関係建設コンサルタント業務を申請する者】建築士事務所登録通知書又は登録証明書 【地質調査業務を申請する者】不動産鑑定業者登録通知書又は登録証明書 【補償関係建設コンサルタント業務を申請する者】補償コンサルタント登録通知書又は現況報告書 【土木関係建設コンサルタント業務を申請する者】建設コンサルタント登録通知書又は現況報告書	※ 直近で許可を受けた最新の登録が必要 ※ 国の登録を受けている者は提出
○	5	労災保険料納入証明書 ※別紙申立書等を添付すること (証明先：労働基準監督局・署)	
○	6	雇用保険加入に関する証明書 ※雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を添付	
○	7	消費税納税証明書（「その3」：未納がない旨の証明） (証明先：税務署)	
○	8	財 務 諸 表（直前1期分のみで可）	
○	9	自己及び自社の役員等の名簿 (様式別紙1)	
○	10	(法人) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） (個人事業主) 事業主の住民票	

新規申請の場合は、「新規」、過去に町の入札参加資格を有している場合「継続」にチェックすること。

背面に記入し、本様式順に綴じること

申請内容の確認、修正等の連絡をするため、担当者の連絡先等を記入すること。

提出するものに
○をつけること。

様式①

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

受 付 印

徳之島町長 殿

令和7・8年度において、徳之島町で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

項番 ※ 左の項番は、電算入力票の項番と一致します。

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

フリガナ トクノシマコンサルタント

02 本店の商号又は名称 徳之島コンサルタント(株)

02 代表者名 亀津大介

02 郵便番号 530-0001

02 電話番号 06-6341-5618

03 FAX番号 06-6341-1234

03 本店の住所 大阪市北区梅田1-3-1

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

株式会社→(株) 特例有限会社→(有) 合名会社→(名) 合資会社→(資)
合同会社→(合) 協同組合→(同) 協業組合→(業) 企業組合→(企)
有限責任事業組合→(責) 経常協同企業体→(JV) 特例財団法人→(特財)
特例社団法人→(特社) 一般財団法人→(一財) 公益財団法人→(公財)
公益社団法人→(公社)

08 ~ 12 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
地質調査業者	第 2017 号	3 年 6 月 1 日	測量業者	第 30-919 号	30 年 10 月 10 日	建築士事務所	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 29-79 号	29 年 9 月 28 日

08 ～ 12 測量等実績高（消費税抜き）

① 入 札 参 加 資 格 業 種 区 分	② 申請 業 種 (「◎」で表示)	③ 直 前 2 年 度 分 決 算		④ 直 前 1 年 度 分 決 算		⑤ 直 前 2 か 年 間 の 年 間 平 均 実 績 高 (千円)
		年 月 年 月 年 月 年 月 月 日 月 日 から まで から まで (千円)	年 月 年 月 年 月 年 月 月 日 月 日 から まで から まで (千円)	年 月 年 月 年 月 年 月 月 日 月 日 から まで から まで (千円)	年 月 年 月 年 月 年 月 月 日 月 日 から まで から まで (千円)	
地 質 調 査 業 務	◎		20, 000		30, 000	25, 000
測 量	◎		40, 000		25, 000	32, 500
建築関係建設コンサルタント業務						
補償関係コンサルタント業務						
土木関係建設コンサルタント業務	◎		250, 000		300, 000	275, 000
そ の 他	—		1, 200		600	900
合 計	—		311, 200		355, 600	333, 400

入札参加資格を申請
する業種に◎を記入
する。

「その他」の欄には「①入札参加資格業種区
分」のうち、申請を行わない業種の実績を記入
する。

・令和5年12月31日までに迎えた直近の決算日から直前の2年間の実績を記入す
る。

13 自 己 資 本 額 100, 000 千円

令和5年12月31日までに迎えた直近の決算により記入
する。(千円未満は切り捨て。)

14 営 業 年 数 30 年

令和5年12月31日までに迎えた直近の決算日までの
年数を記入する。(1年に満たない月数は切り捨て。)

15 常 勤 職 員 数 60 人
(実 数)

【記載要領】

08 ～ 12 「測量等実績高（消費税抜き）」は、令和5年12月31日までに迎えた直近の決算日から直前2年間の実績を記載すること。(千円未満切り捨て。)

ア 「②申請業種」は、入札参加資格申請をする業種に◎を記載すること。(直前2年間に実績の無い業種は申請不可)

イ 「その他」は、入札参加資格業種区分に記載している業種のうち、申請を行わない業種の実績高を記載すること。

13 「自己資本額」「役員報酬」「給与手当」は、令和5年12月31日までに迎えた直近の決算により記載すること。(千円未満切り捨て。)

ア 「自己資本額」は、貸借対照表の「純資産合計」の額を記載すること。

イ 個人で青色申告の方は、貸借対照表の「（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸」の額を記載すること。

ウ 個人で白色申告の方は、確定申告書の控えから確認できないため、自己資本額は「0」と記載すること。

エ 組合にあっては、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額

役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常
勤役員を、個人の場合は事業主を含む。）をいい、パートタイム労働者を含めないものとし、令和
5年12月31日時点での雇用状況をもとに記入すること。

15 「常勤職員数」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤役員を、個人の場合は事業主を含む。）をいい、パートタイム労働者等を含めないもの
とし、令和5年12月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。ただし、標準報酬月額が15万円を下回る技術者※は含めないこと。

※技術者：照査技術者、管理技術者、主任技術者

また、常勤職員数の内訳の記載にあたっては、技術者ごとに最上位の資格によるものとし、ダブルカウントしないこと。(照査技術者等でカウントした場合、主任技術者になりうる場合も同人を主任
技術者でカウントしないこと。)

※ 経常共同企業体で申請する者は、「測量等実績高」、「自己資本額」、「役員報酬」、「給与手当」及び「常勤職員数」は各構成員の合計を、「営業年数」は代表者に係る年数をそれぞれ記載すること。

- ・一人で複数の資格を有している場合は重複して記入するが、同一種類である「1級、2級」の資格を有している場合は、上位の資格の欄のみに記入する。
- ・一級建築士で構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有している場合は「01一級建築士」の欄に記入せず、「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に記入すること。また、両方とも有している場合は「34構造設計一級建築士」欄及び「35設備設計一級建築士」欄に重複して記入すること。
- ・「19公共用地経験者」欄は、官公庁に勤務し、公共用地取得業務に従事した経験のある者で、その実務経験が以上の者を記入する。

・令和5年12月31日時点の雇用状況をもとに記入すること

13 ～ 14 有資格者及び事務職員の数（人数を記載）

01一級建築士	02二級建築士	03一級土木施工管理士	04二級土木施工管理士	05測量士	06環境計量士	07不動産鑑定士	08土地家屋調査士	09技術士	10第一種電気主任技術者	11伝送交換主任技術者	12線路主任技術者	13RCCM	14一級さく井技能士
2	3	10	4	8		1	1	21				8	2
15地すべり防止工事士	16地質情報管理士	17地質調査士	18補償業務管理士	19公共用地経験者	20コンクリート診断士	21コンクリート構造診断士	22土木学会認定土木技術者（二級除く）	23農業土木技術管理士	24畑地かんがい技士	25土地改良専門技術者	26土地改良補償業務管理	27建築基準適合判定者	28建築積算士（建築積算資格者）
1							1					1	1
29建築設備士	30一級電気工事施工管理技士	31二級電気工事施工管理技士	32一級管工事施工管理技士	33二級管工事施工管理技士	34構造設計一級建築士	35設備設計一級建築士	36農業水利施設機能総合診断士	01～36の計	37左記以外の技術者	38事務職員	合計		
1	1			1				67	5	7	79		

15 技術士及びRCCMの内訳（人数を記載）

	01河川砂防海岸海洋	02港湾・空港	03電力土木	04道路	05上水道・工業用水	06下水道	07農業土木	08森林土木	09造園	10都市・地方計画	11地質
技術士				4	7	6					
RCCM				2	3	2					
	12土質・基礎	13鋼構造コンクリート	14トンネル	15施工計画施工設備積算	16建設環境	17機械（部門）	18水産土木	19電気電子（部門）	20総合技術監理	合計	
技術士						1		3		21	
RCCM						1				8	

【記載要領】

「13～14 有資格者及び事務職員の数」及び「15 技術士及びRCCMの内訳」については、令和5年12月31日時点での雇用状況をもとに記載すること。

※ 経常共同企業体で申請する者は、各構成員の合計を記載すること。

「13～14 有資格者及び事務職員の数」の「09技術士」及び「13RCCM」は、「15 技術士及びRCCMの内訳」のそれぞれの合計と一致すること。

様式②

営 業 所 一 覧 表

営 業 所 名 称	郵 便 番 号	所 在 地	電 話 ・ F A X 番 号		
			市 外 局 番	市 内 局 番	番 号
徳之島コンサルタント(株)九州支店 (鹿児島 太郎)	812 - 0013	福岡県福岡市博多区1-23-456	092	471	1234
			092	471	5678
徳之島コンサルタント(株)鹿児島営業所 (福岡 太郎)	892 - 8520	鹿児島県鹿児島市小川町3-56	099	123	0167
			099	123	8910
()					
常時契約を締結する本店又は支店等営業所を記入すること。					
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				
()	-				

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（ ）内に連絡担当者を記載すること。
- 3 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 4 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ左詰めで記載することとし、市外局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。

- ・ 本表は、入札参加資格資格業種区分別（様式①の2頁の「08～12 測量等実績高」の◎を付した入札参加資格業種区分別）に作成すること。
- ・ 令和5年12月31日までに迎えた**直前2年分の決算期内の完成業務**について、電算入力票の項番「09」～「12」の「入札参加を申請する業種細目」で◎を付した全ての業種細目について、**それぞれ金額の一番大きいもの1件**を記載すること。
- ・ 地質調査業務については、業種細目がないため業種細目番号は空欄にして作成すること。
- ・ 「請負代金の額」は、消費税込みの金額を記載すること。（千円未満切り捨て。）

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

① 鹿児島県内の本店及び営業所を契約締結営業所とする場合の記入例

徳之島町と契約を締結する営業所

- ☒ 本店
- ☐ 本店以外の鹿児島県外の営業所
- ☒ 鹿児島県内の営業所

以下の【表1】を記載
以下の【表1】を記載

徳之島町との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

【表1】 徳之島町との契約締結営業所

(1) 名 称	徳之島コンサルタント(株) 鹿児島営業所				
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎				
(3) 電 話 番 号	099	—	123	—	4567
(4) 郵 便 番 号	892	—	8520		
(5) 所 在 地					
① 都 道 府 県 名	鹿児島県				
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市				
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56				

契約締結をする、本店(鹿児島県内)または営業所(鹿児島県内)のどちらかに○印をつける。

(1) 名 称					
(2) 代 表 者 名					
(3) 電 話 番 号		—		—	
(4) 郵 便 番 号		—			
(5) 所 在 地					
① 都 道 府 県 名					
② 区(市)郡・町村名					
③ 下位住所(②以外)					

記載要領

- 徳之島町と契約を締結する営業所
- 【表1】 徳之島町との契約締結営業所
(1) 徳之島町との契約締結営業所について記載してください。
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 【表2】 鹿児島県内の営業所
(1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。
(2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
(3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

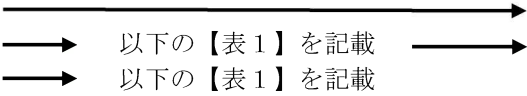
② 鹿児島県外の本店を契約締結営業所とする場合の記入例

徳之島町と契約を締結する営業所

[☒] 本店

[] 本店以外の鹿児島県外の営業所

[] 鹿児島県内の営業所



徳之島町との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

【表1】 徳之島町との契約締結営業所

(1) 名 称					
(2) 代 表 者 名					
(3) 電 話 番 号		—		—	
(4) 郵 便 番 号		—			
(5) 所 在 地					
① 都 道 府 県 名					
② 区（市）郡・町村名					
③ 下位住所（②以外）					

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	徳之島コンサルタント(株) 鹿児島営業所				
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎				
(3) 電 話 番 号	099	—	123	—	4567
(4) 郵 便 番 号	892	—	8520		
(5) 所 在 地					
① 都 道 府 県 名	鹿児島県				
② 区（市）郡・町村名	鹿児島市				
③ 下位住所（②以外）	小川町3-56				

記載要領

- 徳之島町と契約を締結する営業所
該当する欄の [] にいずれか1つ○印を付けて下さい。
- 【表1】 徳之島町との契約締結営業所
 - 徳之島町との契約締結営業所について記載してください。
 - 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
(〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)
- 【表2】 鹿児島県内の営業所
 - 鹿児島県内の営業所について記載してください。
 - 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
 - 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

徳之島町と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記入する。

契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届

③ 本店以外の鹿児島県外の営業所を契約締結営業所とする場合の記入例

徳之島町と契約を締結する営業所

- [] 本店
- [○] 本店以外の鹿児島県外の営業所
- [] 鹿児島県内の営業所

- 以下の【表1】を記載
- 以下の【表1】を記載

徳之島町との契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合は【表2】も併せて記入

【表1】 徳之島町との契約締結営業所

(1) 名 称	徳之島コンサルタント(株) 九州支店					
(2) 代 表 者 名	福岡 太郎					
(3) 電 話 番 号	092	—	471	—	1234	
(4) 郵 便 番 号	812	—	0013			
(5) 所 在 地						
① 都 道 府 県 名	福岡県					
② 区（市）郡・町 村 名	福岡市					
③ 下 位 住 所（② 以 外）	博多区1-23-456					

【表2】 鹿児島県内の営業所

(1) 名 称	徳之島コンサルタント(株) 鹿児島営業所					
(2) 代 表 者 名	鹿児島 太郎					
(3) 電 話 番 号	099	－	223	－	0161	
(4) 郵 便 番 号	892	－	8520			
(5) 所 在 地						
① 都 道 府 県 名	鹿児島県					
② 区(市)郡・町村名	鹿児島市					
③ 下位住所(②以外)	小川町3-56					

記載要領

1 徳之島町と契約を締結する営業所
本店以外の鹿児島県外の営業所情報を記入す

- 2 【表1】 徳之島町との契約締結営業所
- (1) 徳之島町との契約締結営業所について記載してください。
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所（〔注意〕この場合は、「【表2】 鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。）

- 3 【表2】 鹿児島県内の営業所
- (1) 鹿児島県内の営業所について記載してください。
 - (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないで下さい。（この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】 鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。）
 - (3) 本店を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内に営業所を有している場合は記載してください。

徳之島町と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合のみ記入する。
※表1の営業所と同じ場合は記入しない。

※ 本店以外の営業所等を契約締結営業所とする場合は、必ず作成すること。
(本店を契約締結営業所とする場合で、内部の責任者等に委任する場合も必要)

様式⑤ (島外業者用)

委 任 状

令和 3 年 11 月 18 日

徳之島町長 殿

住 所 大阪市北区梅田1-3-1-900-7F-15

商 号 又 は 名 称 徳之島コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名 代表取締役 亀津 大介

印

私は、下記の者に、徳之島町が令和6年4月1日以降に発注する測量・建設コンサルタント等業務に関する次の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力のないことを誓約します。

記

(受 任 者) 住 所 鹿児島県鹿児島市小川町3-56

商 号 又 は 名 称 徳之島コンサルタント(株)鹿児島営業所

代 表 者 氏 名 所長 鹿児島 太郎

受 任 者 使 用 印

委 任 事 項

- 1 見積り及び入札について
- 2 契約の締結及び履行について
- 3 保証金又は保証物の納付、還付、請求及び領収について
- 4 契約代金(前払金を含む。)の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 特定共同企業体を結成し、協定を締結する件

代表者の役職等も必ず記入すること。

① 鹿児島県内の本店及び営業所を契約締結営業所とする場合の記入例

様式⑦

電算入力票〔測量・建設コンサル〕

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

商号・名称
の前に
「(株)」等が
ある場合は
このマスに
記入する。

所在区分

申請区分（徳之島町で）

2

(1. 島内2. 島外) (1. 修正, 2. ~~削除~~,

株式会社→(K) 特例有限会社→(Y) 合名会社→(M) 合資会社→(G)

合同会社→(O) 協同組合→(D) 協業組合→(A) 企業組合→(H)
 有限責任事業組合→(L) 經常協同企業体→(J) 特例財団法人→(Z)
 特例社団法人→(S) 一般財団法人→(P) 公益財団法人→(W)
 公益社団法人→(V)

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

別添の都道府県コード表より該当する都道府県コードを入力すること。

丁目・番地・号は「- (ハイフン) で記入する。」

(左詰めとし途中に空白を置かない)

(郡と町村の間には空白を置く)

(左詰めとし途中に空白を置かない)

② 鹿児島県外の本店を契約締結営業所とする場合の記入例

様式⑦

電算入力票「測量・建設コンサル

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

商号・名称の
前に
「(株)」等
がある場合
はこのマス
に記入する。

株式会社→(K) 特例有限会社→(Y) 合名会社→(M) 合資会社→(G)
合同会社→(O) 協同組合→(D) 協業組合→(A) 企業組合→(H)
有限責任事業組合→(L) 経常協同企業体→(J) 特例財団法人→(Z)
特例社団法人→(S) 一般財団法人→(P) 公益財団法人→(W)
公益社団法人→(V)

0	2	フリガナ	トクノシマコンサル	31	32	40	50
本店の名称		フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。	フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。	フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。	フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。	フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。	フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。
代表者名		亀津 大介	別添の都道府県コード表より該当する都道府県コードを入力すること。				
郵便番号		530-0001	電話番号	06-6341-5618			

商号・名称の
後ろに「(株)」等
がある場合は
このマスに記入
する。

0	3	都道府県コード	27	区(市)郡町村	大阪市北区梅田	1-3-1	(郡と町村の間には空白を置く)
〔下位住所〕		梅田	1-3-1-900-9F-11	(左詰めとし途中に空白を置かない)			

丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

0	4	契約締結事務所 (島外業者用)		代表者名		郵便番号	
〔下位住所〕							

本店を契約締結営業所とする場合は記載しない。

0	6	鹿児島営業所 (島外業者用)	鹿児島営業所	代表者名	鹿児島 太郎	郵便番号	892-8520	電話番号	099-223-0161
〔下位住所〕		鹿児島市	小川町	3-56	(左詰めとし途中に空白を置かない)				

徳之島町と契約締結は行わないが、鹿児島県内に
営業所がある場合にのみ記載する。
(様式④【表2】に記載した情報)

③ 本店以外の鹿児島県外の営業所を契約締結営業所とする場合の記入例

様式⑦

電算入力票「測量・建設コンサル

株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の略号を用いる。

商号・名称の
前に
「(株)」等
がある場合
はこのマス
に記入する。

株式会社→(K) 特例有限会社→(Y) 合名会社→(M) 合資会社→(G)
合同会社→(O) 協同組合→(D) 協業組合→(A) 企業組合→(H)
有限責任事業組合→(L) 経常協同企業体→(J) 特例財団法人→(Z)
特例社団法人→(S) 一般財団法人→(P) 公益財団法人→(W)
公益社団法人→(V)

0	2	フリガナ	トクノシヤコンサル	31	32	40	50
本店の名称							
0	3	都道府県コード	2	7	区(市)郡町村	大阪市北区梅田	1-3-1
[下位住所]							
0	4	契約締結事務所(島外業者用)	九州支店	33	45	56	
代表者名							
0	5	都道府県コード(島外業者用)	4	0	区(市)郡町村	福岡市博多区	
[下位住所]							
0	6	鹿児島営業所(島外業者用)	鹿児島営業所	33	45	56	
代表者名							
0	7	都道府県コード(島外業者用)	4	6	区(市)郡町村	鹿児島市	
[下位住所]							

フリガナはカタカナで記入し、濁点及び半濁点は1文字として記入する。

商号・名称の後ろに「(株)」等がある場合はこのマスに記入する。

別添の都道府県コード表より該当する都道府県コードを入力すること。

丁目・番地・号は「- (ハイフン)」で記入する。

(左詰めとし途中に空白を置かない)

本店以外の県外の契約締結営業所情報を記載する。
(様式④【表1】に記載した情報)

別添の都道府県コード表より該当する都道府県コードを入力すること。

(左詰めとし途中に空白を置かない)

徳之島町と契約締結は行わないが、鹿児島県内に営業所がある場合にのみ記載する。
(様式④【表2】に記載した情報)

「08～12」について、実績があり、申請を希望する場合は、
「様式③：測量等実績調書」を作成すること。

元号 (4. 平成, 5. 令和)

0	8
---	---

入札参加を申請する場合に「◎」を記載		直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（登録規程）						
◎	業 種：地質調査業務（31）	25,000 千 円	5	3	年	6	月	1	日

様式①-2の項番8~12の⑤から転記(自動計算)

元号 (4. 平成, 5. 令和)

0	9
---	---

入札参加を申請する場合に「◎」を記載		直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（測量法）			
◎	業 種 ： 測量（32）	32,500 千 円	4	30	年	10 月 10 日

入 札 参 加 を 申 請 す る 業 種 細 目	41 測 量 一 般	42 地 図 調 整	43 航 空 測 量
実績業種に「◎」	◎		
希望業種に「○」		○	○

19 21

平成は4、令和は5を記入

- ・受注実績があり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。
- ・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

- ・受注実績があり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。
- ・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

元号（4. 平成, 5. 令和）

1	0
---	---

入札参加を申請する場合に「◎」を記載		直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（建築士法）			
	業 種： 建築関係建設コンサルタント業務 (33)・(34)	千 円		年	月	日

[illegible]

元号 (4. 平成, 5. 令和)

1	1
---	---

入札参加を申請する場合に「◎」を記載		直前2か年間の年間平均実績高	登録年月日（不動産鑑定法又は登録規程）	
業 種	： 補償関係コンサルタント業務（35）	千 円	年	月 日

国 の 登 録 規 程 へ の 登 録 状 況	01 土 地 調 査	02 土 地 評 価	03 物 件	04 機 械 工 作 物	05 営 業 補 償	06 事 業 損 失	07 補 償 関 連	08 総 合 補 償
登録部門に「◎」								
	19	21						26

[illegible]

不動産鑑定登録と
補償コンサルタント
の両方の登録があ
る場合は、不動産
鑑定登録について
のみ記入すること。

12

13

18

元号（4.平成, 5.令和）

入札参加を申請する場合に「◎」を記載

直前2か年間の年間平均実績高

登録年月日（登録規程）

業種： 土木関係建設コンサルタント業務（36）

275,000 千円

4 29 年 9 月 28 日

国 の 登 録 規 程 状 況

01河川砂防海

02港湾・空港

03電力土木

04道路

05鉄道

06上下水道・工業用水

07農業土木

08森林土木

09造園

10都市計画・地方計画

11地質・基礎

12土質・基礎

13トンネル

14建設環境

15機械

16水産

17電気

18電子

19廃棄物

登録部門に「◎」

・受注実績があり、申請を希望する業種は上段に「◎」を記入する。

・受注実績はないが、業務体制が整っている等の理由で申請を希望する場合は下段に「○」を記入する。

入 札 参 加 申 請 種 類

71河川砂防海

72港湾・空港

73電力土木

74道路

75鉄道

76上下水道・工業用水

77農業土木

78森林土木

79造園

80都市計画・地方計画

81地質・基礎

82土質・基礎

83トンネル

84建設環境

85機械

86水産

87電気

88電子

89廃棄物

90環境調査

91交通量調査

92経路調査

93宅地造成

94地盤関係

95計算業務

96資料等整理

97施工管理

98資材管理

99その他

100

実績業種に「◎」

希望業種に「○」

様式①－3の項番13～14から転記する。

1 3

有 資 格 者 及 び 事 務 職 員 の 数

人 数

01一級建築士

02二級建築士

03一級造園士

04二級造園士

05測量士

06環境計量士

07不測定士

08土地家屋調査士

09技術士

10第一種電気技術者

11主任技術者

12主任技術者

13RCCM

14一級建築士

15二級建築士

16地質・基礎

17トンネル

18建設環境

19機械

20水産

21電気

22電子

23廃棄物

24一級建築士

25二級建築士

26一級造園士

27二級造園士

28測量士

29環境計量士

30不測定士

31土地家屋調査士

32技術士

33第一種電気技術者

34主任技術者

35主任技術者

36RCCM

37一級建築士

38二級建築士

39地質・基礎

40トンネル

41建設環境

42機械

43水産

44電気

45電子

46廃棄物

47一級建築士

48二級建築士

49一級造園士

50二級造園士

51測量士

52環境計量士

53不測定士

54土地家屋調査士

55技術士

56第一種電気技術者

57主任技術者

58主任技術者

59RCCM

60一級建築士

61二級建築士

62地質・基礎

63トンネル

64建設環境

65機械

66水産

67電気

68電子

69廃棄物

70一級建築士

71二級建築士

72一級造園士

73二級造園士

74測量士

75環境計量士

76不測定士

77土地家屋調査士

78技術士

79第一種電気技術者

80主任技術者

81主任技術者

82RCCM

83一級建築士

84二級建築士

85地質・基礎

86トンネル

87建設環境

88機械

89水産

90電気

91電子

92廃棄物

93一級建築士

94二級建築士

95一級造園士

96二級造園士

97測量士

98環境計量士

99不測定士

100土地家屋調査士

101技術士

102第一種電気技術者

103主任技術者

104主任技術者

105RCCM

106一級建築士

107二級建築士

108地質・基礎

109トンネル

110建設環境

111機械

112水産

113電気

114電子

115廃棄物

116一級建築士

117二級建築士

118一級造園士

119二級造園士

120測量士

121環境計量士

122不測定士

123土地家屋調査士

124技術士

125第一種電気技術者

126主任技術者

127主任技術者

128RCCM

129一級建築士

130二級建築士

131地質・基礎

132トンネル

133建設環境

134機械

135水産

136電気

137電子

138廃棄物

139一級建築士

140二級建築士

141一級造園士

142二級造園士

143測量士

144環境計量士

145不測定士

146土地家屋調査士

147技術士

148第一種電気技術者

149主任技術者

150主任技術者

151RCCM

152一級建築士

153二級建築士

154地質・基礎

155トンネル

156建設環境

157機械

158水産

159電気

160電子

161廃棄物

162一級建築士

163二級建築士

164一級造園士

165二級造園士

166測量士

167環境計量士

168不測定士

169土地家屋調査士

170技術士

171第一種電気技術者

172主任技術者

173主任技術者

174RCCM

175一級建築士

176二級建築士

177地質・基礎

178トンネル

179建設環境

180機械

181水産

182電気

183電子

184廃棄物

185一級建築士

186二級建築士

187一級造園士

188二級造園士

189測量士

190環境計量士

191不測定士

192土地家屋調査士

193技術士

194第一種電気技術者

195主任技術者

196主任技術者

197RCCM

198一級建築士

199二級建築士

200地質・基礎

201トンネル

202建設環境

203機械

204水産

205電気

206電子

207廃棄物

208一級建築士

209二級建築士

210一級造園士

211二級造園士

212測量士

213環境計量士

214不測定士

215土地家屋調査士

216技術士

217第一種電気技術者

218主任技術者

219主任技術者

220RCCM

221一級建築士

222二級建築士

223地質・基礎

224トンネル

225建設環境

226機械

227水産

228電気

229電子

230廃棄物

231一級建築士

232二級建築士

233一級造園士

234二級造園士

235測量士

236環境計量士

237不測定士

238土地家屋調査士

239技術士

240第一種電気技術者

241主任技術者

242主任技術者

243RCCM

244一級建築士

245二級建築士

246地質・基礎

247トンネル

248建設環境

249機械

250水産

251電気

252電子

253廃棄物

254一級建築士

255二級建築士

256一級造園士

257二級造園士

258測量士

259環境計量士

260不測定士

261土地家屋調査士

262技術士

263第一種電気技術者

264主任技術者

265主任技術者

266RCCM

267一級建築士

268二級建築士

269地質・基礎

270トンネル

271建設環境

272機械

273水産

274電気

275電子

276廃棄物

277一級建築士

278二級建築士

279一級造園士

280二級造園士

281測量士

282環境計量士

283不測定士

284土地家屋調査士

285技術士

286第一種電気技術者

287主任技術者

288主任技術者

289RCCM

290一級建築士

291二級建築士

292地質・基礎

293トンネル

294建設環境

295機械

296水産

297電気

298電子

299廃棄物

300一級建築士

301二級建築士

302一級造園士

303二級造園士

304測量士

305環境計量士

306不測定士

307土地家屋調査士

308技術士

309第一種電気技術者

310主任技術者

311主任技術者

312RCCM

313一級建築士

314二級建築士

315地質・基礎

316トンネル

317建設環境

318機械

319水産

320電気

321電子

322廃棄物

323一級建築士

324二級建築士

325一級造園士

326二級造園士

327測量士

328環境計量士

329不測定士

330土地家屋調査士

331技術士

332第一種電気技術者

333主任技術者

334主任技術者

335RCCM

336一級建築士

337二級建築士

338地質・基礎

339トンネル

340建設環境

341機械

342水産

343電気

344電子

345廃棄物

346一級建築士

347二級建築士

348一級造園士

349二級造園士

350測量士

351環境計量士

352不測定士

353土地家屋調査士

354技術士

355第一種電気技術者

356主任技術者

357主任技術者

358RCCM

359一級建築士

360二級建築士

361地質・基礎

362トンネル

363建設環境

364機械

365水産

366電気

367電子

368廃棄物

369一級建築士

370二級建築士

371一級造園士

372二級造園士

373測量士

374環境計量士

375不測定士

376土地家屋調査士

377技術士

378第一種電気技術者

379主任技術者

380主任技術者

381RCCM

382一級建築士

383二級建築士

384地質・基礎

385トンネル

386建設環境

387機械

388水産

389電気

390電子

391廃棄物

392一級建築士

393二級建築士

394一級造園士

395二級造園士

396測量士

397環境計量士

398不測定士

399土地家屋調査士

400技術士

401第一種電気技術者

402主任技術者

403主任技術者

404RCCM

405一級建築士

406二級建築士

407地質・基礎

408トンネル

409建設環境

410機械

411水産

412電気

413電子

414廃棄物

415一級建築士

416二級建築士

417一級造園士

418二級造園士

419測量士

420環境計量士

421不測定士

422土地家屋調査士

423技術士

424第一種電気技術者

425主任技術者

426主任技術者

427RCCM

428一級建築士

429二級建築士

430地質・基礎

431トンネル

432建設環境

433機械

434水産

435電気

436電子

437廃棄物

438一級建築士

439二級建築士

440一級造園士

441二級造園士

442測量士

443環境計量士

444不測定士

445土地家屋調査士

446技術士

447第一種電気技術者

448主任技術者

449主任技術者

450RCCM

451一級建築士

452二級建築士

453地質・基礎

454トンネル

455建設環境

456機械

457水産

458電気

459電子

460廃棄物

461一級建築士

462二級建築士

463一級造園士

464二級造園士

465測量士

466環境計量士

467不測定士

468土地家屋調査士

469技術士

470第一種電気技術者

471主任技術者

472主任技術者

473RCCM

474一級建築士

475二級建築士

476地質・基礎

477トンネル

478建設環境

479機械

480水産

481電気

482電子

483廃棄物

484一級建築士

485二級建築士

486一級造園士

487二級造園士

488測量士

489環境計量士

490不測定士

491土地家屋調査士

492技術士

493第一種電気技術者

494主任技術者

495主任技術者

496RCCM

497一級建築士

498二級建築士

499地質・基礎

500トンネル

501建設環境

502機械

503水産

504電気

505電子

506廃棄物

507一級建築士

508二級建築士

509一級造園士

510二級造園士

511測量士

512環境計量士

513不測定士

514土地家屋調査士

515技術士

516第一種電気技術者

517主任技術者

518主任技術者

519RCCM

520一級建築士

521二級建築士

522地質・基礎

523トンネル

524建設環境

525機械

526水産

527電気

528電子

529廃棄物

530一級建築士

531二級建築士

532一級造園士

533二級造園士

534測量士

535環境計量士

536不測定士

537土地家屋調査士

538技術士

539第一種電気技術者

540主任技術者

541主任技術者

542RCCM

543一級建築士

544二級建築士

545地質・基礎

546トンネル

547建設環境

548機械

549水産

550電気

551電子

552廃棄物

553一級建築士

554二級建築士

555一級造園士

556二級造園士

557測量士

558環境計量士

559不測定士

560土地家屋調査士

561技術士

562第一種電気技術者

563主任技術者

564主任技術者

565RCCM

566一級建築士

567二級建築士

568地質・基礎

569トンネル

570建設環境

571機械

572水産

573電気

574電子

575廃棄物

576一級建築士

577二級建築士

578一級造園士

579二級造園士

580測量士

581環境計量士

582不測定士

583土地家屋調査士

584技術士

585第一種電気技術者

586主任技術者

587主任技術者

588RCCM

589一級建築士

590二級建築士

591地質・基礎

592トンネル

593建設環境

594機械

595水産

596電気

597電子

598廃棄物

599一級建築士

600二級建築士

601一級造園士

602二級造園士

603測量士

604環境計量士

605不測定士

606土地家屋調査士

607技術士

608第一種電気技術者

609主任技術者

610主任技術者

611RCCM

612一級建築士

613二級建築士

614地質・基礎

615トンネル

616建設環境

617機械

618水産

619電気

620電子

621廃棄物

622一級建築士

623二級建築士

624一級造園士

625二級造園士

626測量士

627環境計量士

628不測定士

629土地家屋調査士

630技術士

631第一種電気技術者

632主任技術者

633主任技術者

634RCCM

635一級建築士

636二級建築士

637地質・基礎

638トンネル

639建設環境

640機械

641水産

642電気

643電子

644廃棄物

645一級建築士

646二級建築士

647一級造園士

648二級造園士

649測量士

650環境計量士

651不測定士

652土地家屋調査士

653技術士

654第一種電気技術者

655主任技術者

656主任技術者

657RCCM

658一級建築士

659二級建築士

660地質・基礎

661トンネル

662建設環境

663機械

664水産

665電気

666電子

667廃棄物

668一級建築士

669二級建築士

670一級造園士

671二級造園士

672測量士

673環境計量士

674不測定士

675土地家屋調査士

676技術士

677第一種電気技術者

678主任技術者

679主任技術者

680RCCM

681一級建築士

682二級建築士

683地質・基礎

684トンネル

685建設環境

686機械

687水産

688電気

689電子

690廃棄物

691一級建築士

692二級建築士

693一級造園士

694二級造園士

695測量士

696環境計量士

697不測定士

698土地家屋調査士

699技術士

700第一種電気技術者

701主任技術者

702主任技術者

703RCCM

704一級建築士

705二級建築士

706地質・基礎

707トンネル

708建設環境

709機械

710水産

711電気

712電子

713廃棄物

714一級建築士

715二級建築士

716一級造園士

717二級造園士

718測量士

719環境計量士

720不測定士

721土地家屋調査士

722技術士

723第一種電気技術者

724主任技術者

725主任技術者

726RCCM

727一級建築士

728二級建築士

729地質・基礎

730トンネル

731建設環境

732機械

733水産

734電気

735電子

736廃棄物

737一級建築士

738二級建築士

739一級造園士

740二級造園士

741測量士

742環境計量士

743不測定士

744土地家屋調査士

745技術士

746第一種電気技術者

747主任技術者

748主任技術者

749RCCM

750一級建築士

751二級建築士

752地質・基礎

753トンネル

754建設環境

755機械

756水産

757電気

758電子

759廃棄物

760一級建築士

761二級建築士

762一級造園士

763二級造園士

764測量士

765環境計量士

766不測定士

767土地家屋調査士

768技術士

769第一種電気技術者

770主任技術者

771主任技術者

772RCCM

773一級建築士

774二級建築士

775地質・基礎

776トンネル

777建設環境

778機械

779水産

780電気

781電子

782廃棄物

783一級建築士

784二級建築士

785一級造園士

786二級造園士

787測量士

788環境計量士

789不測定士

790土地家屋調査士

791技術士

792第一種電気技術者

793主任技術者

794主任技術者

795RCCM

796一級建築士

797二級建築士

798地質・基礎

799トンネル

800建設環境

801機械

802水産

803電気

804電子

805廃棄物

806一級建築士

807二級建築士

808一級造園士

809二級造園士

810測量士

811環境計量士

812不測定士

813土地家屋調査士

814技術士

815第一種電気技術者

816主任技術者

817主任技術者

818RCCM

819一級建築士

820二級建築士

821地質・基礎

822トンネル

823建設環境

824機械

825水産

826電気

827電子

828廃棄物

829一級建築士

830二級建築士

831一級造園士

832二級造園士

833測量士

834環境計量士

835不測定士

836土地家屋調査士

837技術士

838第一種電気技術者

839主任技術者

840主任技術者

841RCCM

842一級建築士

843二級建築士

844地質・基礎

845トンネル

846建設環境

847機械

848水産

849電気

850電子

851廃棄物

852一級建築士

853二級建築士

854一級造園士

855二級造園士

856測量士

857環境計量士

858不測定士

859土地家屋調査士

860技術士

861第一種電気技術者

862主任技術者

863主任技術者

864RCCM

865一級建築士

866二級建築士

867地質・基礎

868トンネル

869建設環境

870機械

871水産

872電気

873電子

874廃棄物

875一級建築士

876二級建築士

877一級造園士

878二級造園士

879測量士

880環境計量士

881不測定士

882土地家屋調査士

883技術士

884第一種電気技術者

885主任技術者

886主任技術者

887RCCM

888一級建築士

889二級建築士

890地質・基礎

891トンネル

892建設環境

893機械

894水産

895電気

896電子

897廃棄物

898一級建築士

899二級建築士

900一級造園士

901二級造園士

902測量士

903環境計量士

904不測定士

905土地家屋調査士

906技術士

907第一種電気技術者

908主任技術者

909主任技術者

910RCCM

911一級建築士

912二級建築士

913地質・基礎

914トンネル

915建設環境

916機械

917水産

918電気

919電子

920廃棄物

921一級建築士

922二級建築士

923一級造園士

924二級造園士

925測量士

926環境計量士

927不測定士

928土地家屋調査士

929技術士

930第一種電気技術者

931主任技術者

932主任技術者

933RCCM

934一級建築士

935二級建築士

936地質・基礎

937トンネル

938建設環境

939機械

940水産

941電気

942電子

943廃棄物

944一級建築士

945二級建築士

946一級造園士

947二級造園士

948測量士

949環境計量士

950不測定士

951土地家屋調査士

952技術士

953第一種電気技術者

954主任技術者

955主任技術者

956RCCM

957一級建築士

958二級建築士

959地質・基礎

960トンネル

961建設環境

962機械

963水産

964電気

965電子

966廃棄物

967一級建築士

968二級建築士

969一級造園士

970二級造園士

971測量士

972環境計量士

973不測定士

974土地家屋調査士

975技術士

976第一種電気技術者

977主任技術者

978主任技術者

979RCCM

980一級建築士

981二級建築士

982地質・基礎

983トンネル

984建設環境

985機械

986水産

987電気

988電子

989廃棄物

990一級建築士

991二級建築士

992一級造園士

993二級造園士

994測量士

995環境計量士

996不測定士

997土地家屋調査士

998技術士

999第一種電気技術者

1000主任技術者

1001主任技術者

1002RCCM

1003一級建築士

1004二級建築士

1005地質・基礎

1006トンネル

1007建設環境

1008機械

1009水産

1010電気

1011電子

1012廃棄物

1013一級建築士

1014二級建築士

1015一級造園士

1016二級造園士

1017測量士

1018環境計量士

1019不測定士

1020土地家屋調査士

1021技術士

1022第一種電気技術者

1023主任技術者

1024主任技術者

1025RCCM

受付番号	
------	--

(別紙1)

自己及び自社の役員等の名簿

氏 名 又 は 名 称		徳之島コンサルタント(株)		
住所又は主たる事務所の所在地		大阪市北区梅田1-3-1-900-7F-15		
役 職 名	(ふ り が な) 氏 名	性別	生年月日	住 所
代表取締役	(かめつ だいすけ) 亀 津 大 介	男	S46. 10. 1	大阪市北区梅田1234
取締役	(かめとく はなこ) 亀 徳 花 子	女	S53. 4. 1	大阪市北区梅田4567
取締役	(いのかわ いさむ) 井 之 川 勇	男	H9. 3. 1	大阪市中央区8520
鹿児島 営業所長	(かごしま たろう) 鹿 児 島 太 郎	男	S45. 2. 5	鹿児島県鹿児島市宇宿456
	()			
	()			

○報告すべき対象者は、以下に該当する者(監査役又はこれに準ずる者を除く。)

ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。), 支配人, 営業所等(営業所, 事業所その他これらに準ずるものをおう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者, 理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、本人又はその支配人, 営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者。

※営業所長については、徳之島町との契約締結営業所の所長及び鹿児島県内に所在する営業所の所長を記入すること。

	()			
	()			
	()			

注1 代表者も含めて作成してください。

2 記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 この名簿に記載されている個人情報については、要綱第3条第2項に規定する審査に必要な範囲内で、他の行政庁に情報提供することになりますので、各人の同意を得た上で記載してください。